

事務連絡
平成22年2月10日

各〔 都道府県
政令市
特別区 〕 衛生主管部（局）
院内感染対策主管課 御中

厚生労働省医政局指導課
厚生労働省健康局疾病対策課

「透析医療における標準的な透析操作と院内感染予防に関するマニュアル（三訂版）」の周知について

透析医療機関における院内感染対策については、「透析医療機関における院内感染対策の推進について」（平成16年11月22日付け医政指発第1122001号・健疾発第1122001号厚生労働省医政局指導課長・健康局疾病対策課長連名通知）等により、適正な対処をお願いしているところです。

今般、上記通知により周知した「透析医療における標準的な透析操作と院内感染予防に関するマニュアル（改訂版第二刷）」の改訂版として、「透析医療における標準的な透析操作と院内感染予防に関するマニュアル（三訂版）」（平成19年度厚生労働科学研究費補助金（肝炎等克服緊急対策研究事業）「透析施設におけるC型肝炎院内感染の状況・予後・予防に関する研究」（主任研究者：秋葉隆））がとりまとめられました。今回の改訂では、別添のとおり、自動返血装置への対応、感染症対策に係る法令改正への対応をはじめ、最新の科学的知見に基づく追記・変更が行われております。

貴課におかれましては、管下の透析医療機関に対して、院内感染対策の指導を引き続きお願いするとともに、同マニュアルを周知徹底し、正しい知識の普及啓発に努めていただくようお願い申し上げます。

なお、同マニュアル本文については、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/jinshikkan.html>）から入手・閲覧可能ですので、関係者への周知についてご配慮をお願い申し上げます。

(留意事項) 本事務連絡の内容について、貴管下の透析医療を行う医療施設の管理者、医療安全管理者、院内感染対策担当者等に対し、周知・徹底されるようお願いいたします。

【担当】

厚生労働省医政局指導課 清

電話：03-3595-2194

FAX：03-3503-8562